

## 広島大学保健学出版会規約

### (設置)

第1条 広島大学保健学出版会(以下「本会」という。)を広島大学医学部保健学研究科内に設置する。

### (目的)

第2条 本会は、保健学とその関連領域に関する研究成果を、国の内外に示し、もって保健学の進展に資することを目的とする。

### (業務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、広島大学保健学ジャーナルの出版を行う。

2 本会は、前項に規定する業務のほか、前条に規定する目的を達成するために必要な業務を行うものとする。

### (組織)

第4条 本会に、会長、編集委員会及び監事の委員を置く。

2 会長は、保健学研究科長の職にある者をもって充て、本会の業務を総理する。

### (編集委員会)

第5条 本会に広島大学保健学ジャーナルの出版に関する業務を処理するため、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、会長が委嘱する委員若干名をもって組織する。

3 編集委員会に、編集委員長及び副委員長を置く。

4 編集委員長及び副委員長は、委員の互選による。

5 編集委員長は、編集委員会の業務を掌理し、会長に事故のあるときは、その職務の代行をする。

6 副委員長は編集委員長を補佐し、編集委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (監事)

第6条 本会に、その会計を監査させるため、監事を2名置く。

2 監事は、会長が委嘱する。

### (任期)

第7条 第4条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営経費)

第8条 本会の運営に要する経費は、論文掲載料、広島大学保健学ジャーナルの購読料及び寄付金等をもって充てる。

### (会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終る。

### (雑則)

第10条 広島大学保健学出版会規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。